

五泉市防犯カメラ等の設置及び運用に関する指針

(趣旨)

第1条 この要綱は、五泉市安全・安心なまちづくり防犯推進条例（平成21年9月24日条例第25号）第3条第1項第3号の規定に基づき、防犯に配慮した環境の整備を目的（副次的に犯罪の防止を目的とする場合を含む。）として、公共施設等における防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の防止、施設管理等を目的に設置され、特定の場所を継続的に撮影する映像機器及びこれに付属する機器で、次に掲げる公共の場所を撮影するものを対象とする。
 - 1 道路
 - 2 公園
 - 3 広場
 - 4 河川
 - 5 鉄道の駅の自由通路
 - 6 その他市長が必要と認める場所
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影又は記録されたものであって、当該画像から特定の個人を識別できるものをいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、通学し、若しくは滞在する者又は市の区域を通過する者をいう。

(管理責任者)

第3条 防犯カメラを設置し、または利用する者（以下「設置者」という。）は、防犯カメラの管理及び利用を適切に行うため、設置する防犯カメラに管理責任者を置かなければならない。

- 2 管理責任者は、防犯カメラの個人情報情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他映像の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(取扱者)

第4条 管理責任者は、防犯カメラを設置する場合は、その機器の操作や画像の視聴を行う取扱者を指定し、指定された取扱者以外の、操作及びモニターの閲覧を禁止するものとする。

(委託等に伴う措置)

第5条 設置者は、防犯カメラ等の設置又は管理の委託（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により同法第244条第1項に規定する公の施設の管理を指定管理者に行わせることを含む。以下同じ。）を行うに当たっては、画像データの保護のため、契約書等に委託を受けたものが遵守すべき事項等を明記する等の必要な措置を講じるものとする。

(防犯カメラの適正な設置)

第6条 設置者は、防犯カメラの設置及び運用にあたって、犯罪の抑止効果を高めるとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、撮影範囲を必要最小限とする。

2 設置者は、防犯カメラの設置及び運用にあたって、設置区域の入り口やその区域内の見やすい場所に、防犯カメラの設置者や設置していることを明示する措置を講ずるものとする。

(画像の管理)

第7条 設置者、管理責任者及び取扱者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 画像データから知り得た市民等の情報を他に漏らさないこと。設置者、管理責任者、取扱者でなくなった後においても同様とする。
- (2) 画像データの複製、印刷、編集又は加工をしないこと。（ただし、次条ただし書に定める場合を除く。）
- (3) 画像データの表示又は保存をする場合において、電気通信回線と接続している電子計算機を使用するときは、画像データの漏洩、改ざん等の防止のための措置を講ずること。
- (4) 画像データを記録した媒体は、施錠された場所で厳重に保管すること。
- (5) 保存期間を経過した画像データは、重ね撮り等により速やかに消去し、又は記録媒体の破砕により復元することができないよう適切に処理すること。

(画像データの目的外利用等の禁止)

第8条 設置者、管理責任者及び取扱者は、画像データを防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 画像データから識別される特定の個人の同意を得ているとき。
- (2) 法令に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。

(画像の保存期間)

第9条 画像の保存期間は、法令等に基づく手続きにより照会等を受けた場合を除き、原則として最大30日間以内の必要最小限の期間とする。

(管理・運用基準の作成)

第10条 設置者は、防犯カメラの設置及び利用が適正なものとなるよう努めるとともに、当該防犯カメラの管理・運用基準を作成し市長に提出するものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

なお、設置者が策定する防犯カメラの管理、運用等に関する基準に記載する必要がある事項は、次のとおりである。

- (1) 防犯カメラの設置目的に関すること
 - (2) 防犯カメラの適正な設置に関すること
 - (3) 防犯カメラの管理責任者及び取扱者、その他の防犯カメラの運用に従事する者の指定に関すること。
 - (4) 画像の利用等の制限に関すること
 - (5) 画像の漏洩、滅失、毀損及び改ざんの防止に関すること。
 - (6) 画像の保存期間及び消去に関すること。
 - (7) 画像の記録された媒体の保管に関すること。
 - (8) 苦情処理に関すること
- 2 設置者は、防犯カメラを廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(苦情等の処理)

第11条 設置者、管理責任者及び取扱者は、取扱う防犯カメラの設置等に関する苦情について、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(取扱の周知徹底)

第12条 設置者は、管理責任者及び取扱者に対して、この指針及び自ら定める基準において、画像の適正な取扱について周知徹底を図るものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この指針は、告示の日から施行する。